

9月

定例会

VOL.2

いかた 議会だより

平成17年(2005年)11月20日

発行 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ③8-0211(内線410)
③8-2662(直通)

ふるさと百景



三机 須賀公園

今月の主な内容

9月定例会の動き	2P
主な決定事項	2P~3P
一般会計補正予算(第2号)の主なもの	3P
一般質問	4P~8P
議会日誌	8P

9月定例会の動き

第2回定例会は、9月29日～30日開催

専決処分4件、条例2件、
補正予算7件、契約10件、
決算2件、その他3件、
発議1件
(原案可決・認定)



主な決定事項

報告

町長の専決処分事項

地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を専決処分した。

町長の専決処分事項

8月1日に新宇和島市が発足したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合組織の変更を行った。

町長の専決処分事項

8月1日に新宇和島市が発足したことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、愛媛県市町総合事務組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分を行った。

町長の専決処分事項報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、平成17年度伊方町一般会計補正予算(第1号)として衆議院議員選挙執行費を専決処分した。

条例

伊方町名誉町民条例制定

社会、文化、産業の進展に貢献し、功績のあった者について名誉町民の称号を贈り、これを顕彰する必要があるため制定

伊方町政治倫理条例制定

町政が町民の厳正な信託によるものであることを認識し、その受託者たる町長、助役、収入役、教育長並びに町議会議員が、町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努めるとともに、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を講ずるためにこの条例を制定

補正予算

平成17年度伊方町一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出それぞれ371,470千円追加し
予算総額を
13,780,798千円とする。

平成17年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出それぞれ

29,671千円追加し
予算総額を
1,273,619千円とする。

平成17年度伊方町老人保健特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ
22,800千円追加し
予算総額を
2,432,148千円とする。

平成17年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ
6,473千円追加し
予算総額を
59,410千円とする。

平成17年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ
5,087千円追加し
予算総額を
1,206,497千円とする。

平成17年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ
103千円減額し
予算総額を
28,317千円とする。

平成17年度伊方町水道事業会計補正予算(第1号)

建設改良費として
5,565千円追加し
資本的支出予算の総額を
81,046千円とする。

決算

平成16年度伊方町水道事業会計決算

収益的収入
178,725、582円
収益的支出
177,843、680円
資本的収入
61,050、000円
資本的支出
94,971、875円

平成16年度三崎町水道事業会計決算

収益的収入
158,425、821円
収益的支出
156,311、195円
資本的収入
226,000円
資本的支出
21,498、179円

契約

16災国補第107号 三崎(串ツナル) 漁港防波堤災害復旧工事請負契約の変更締結

変更前
113,400、000円
変更後
116,918、000円
(事業量変更による増額)

伊方交第1号 伊方港整備交付金事業物揚場(マイナス2,000)(Ⅱ) 築造工事請負契約の締結

契約金額
140,700、000円
若築建設株式会社

市国交第30号の1 町道湊浦伊方越線地方道路交付金事業道路改良工事請負契約の締結

契約金額
64,995、000円
伊方建設有限公司

町道伊方宮内線道路改良工事請負契約の締結

請負金額
59,745、000円
伊方建設有限公司

(普通河川) 前の川河川改修工事請負契約の締結

契約金額
62,475、000円
有限会社堀保組

九丁漁港漁村再生交付金事業請負契約の締結

契約金額
145,950、000円
若築建設株式会社

塩成漁港整備交付金事業請負契約の締結

契約金額
90,300、000円
若築建設株式会社

四ツ浜(川之浜) 漁港整備交付金事業請負契約の締結

契約金額
109,200、000円
若築建設株式会社

三崎(与修) 漁港整備交付金事業請負契約の締結
契約金額
61,950、000円
若築建設株式会社

伊方町特定環境保全公共下水道濫工区マンホールポンプ設備工事請負契約の締結

契約金額
67,725、000円
伊方電気工事株式会社

その他

新たに生じた土地の確認について

伊方町豊之浦地区の埋め立てにかかるもの

字の区域の変更について

伊方町豊之浦地区の埋め立てにかかるもの

伊方町過疎地域自立促進計画の策定について

過疎地域における公共施設の整備について、財政上の特別措置を受けるため、過疎地域自立促進計画を策定するもの

発議

伊方町議会委員会条例の一部を改正する条例制定

伊方町事務分掌条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正

一般会計補正予算(第2号) 歳出の主なもの

単位：千円

内 容	補正予算額
ア ス ベ ス ト 調 査 賃 金	1,000
温 泉 施 設 基 本 構 想 修 正 委 託	1,500
情 報 化 シ ス テ ム 維 持 管 理 委 託 等	8,455
介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 委 託	3,780
三崎精神障害者小規模作業所新築工事等(既存建物解体含)	17,412
三崎精神障害者小規模作業所新築に係る公有財産購入費	7,617
診 療 所 繰 出 金	5,938
塵 芥 車 購 入 費 (三 崎 地 域)	6,066
ハ ウ ス 設 置 補 助	19,633
み か ん 再 編 緊 急 対 策 補 助 金	17,120
町 単 農 道 維 持 補 修	4,278
農 地 等 高 度 利 用 促 進 事 業 補 助	3,040
農 水 産 物 処 理 加 工 施 設 修 繕 料	2,474
道 路 維 持 補 修 費	11,754
町 道 4 2 号 線 改 良 工 事 他 3 件 (1 6 年 度 分)	203,346
県 土 木 建 設 事 業 負 担 金 (伊 方 、 三 崎 1 6 年 度 分)	19,198
港 湾 関 係 調 査 設 計 委 託 料 (伊 方 1 6 年 度 分)	32,080
公 共 下 水 道 会 計 繰 出 金	5,387
二 名 津 中 学 校 閉 校 事 業 補 助	2,061

通告概要

篠川長治議員

- 園芸施設の使用について
- クリエイト伊方の経営基盤強化等について
- 新伊方町総合計画の策定費用について
- 新地方行革指針等について

榊田和美議員

- アスベスト対策について
- ブックスタートについて

小林絹久議員

- 新町建設計画の見直しについて
- 学校跡地施設等の取り扱いについて
- 名取トンネルの通行止めについて
- 総合支所の取り扱いについて

清家慎太郎議員

- 学童保育について
- 伊方町の公共工事の入札及び契約の適正化の推進状況について



篠川長治議員

園芸施設の使用について

問 園芸施設の使用料は、年間500万円×40年＝2億円を町へ還元する約束である。ところが、平成17年度予算で、園芸施設使用料は200万円の計上となっているが、これについて説明願いたい。

答 平成17年度の園芸施設使

用料については、クリエイト伊方では、平成16年度の営業報告トマト部門の決算で、経常利益は約700万円以上の損失となる見込みで、使用料納付が困難となり、平成17年1月31日付で施設使用料減免願いが提出されたため、クリエイト伊方と協議を行い、企業経営全般にわたる経常50%以内を使用料として納付する。また、平成13年度の営業開始から現在までの営業内容を勘案して、平成17年度以降の予算取扱いについても、日本経済の景気動向が見込めないため、平成16年度決算と同様に処理することで話し合いが整った。従って、16年度実績の200万円と同額の予算措置をしている。

(町長)

クリエイト伊方の経営基盤強化等について

問 平成18年9月から導入される指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。そこで

(1)クリエイト伊方の経営基盤強化策等について

(2)伊方町の指定管理者制度への対応について伺いたい。

答 地方自治法の改正により創設された指定管理者制度は、公の施設の効果的・効率的運営を図るもので、民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設の利便性及びサービスの向上や管理経費の縮減などに効果を発揮するものと期待されており、本制度の移行期限は平成18年9月1日となっているが、それ以前の導入を目指していきたいと考えている。

クリエイト伊方の経営について、農水産物の加工品については、好調に売り上げを伸ばしているが、トマト栽培については最近の価格の低迷や重油の高騰等により、今期作は大変厳しい状況が予想される。

今後は、合併に伴うエリア拡大をはじめ社内外の環境の変化を見極めながら、業務の拡大を図り、社員教育にも重点を置き、足腰の強い会社経営ができるよう資質の向上と業務態勢の充実を図りたい。

(町長)



クリエイト伊方本社

新伊方町総合計画の策定費用について

問 新伊方町総合計画は、佐田岬の自然と文化を活かした町民、地域、行政の協働による町づくりをスタートさせる重要な計画で、双方向型の計画づくりを基本に、町民、職員の積極的な参画のもとに具現化する策定体制を構築する等、詳細な構築構想となっている。

この新町総合計画を実践すれば、予算額502万円のうち、コンサルタント費用363万2千円の予算執行の中止を求める。

答 新伊方町総合計画策定費用については、先の6月議会提議案で、議決をいただいております。既に発注済みで中止する考えはない。

新伊方町のまちづくりの根幹となる総合計画の策定に当たっては、役場内部の体制として課長級で組織する策定委員会と課長補佐等で組織する専門部会を設置して取り組むこととしているが、計画全体をまとめる上では専門的知識などが必要であると同時に、絶えず変化化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりと、先進例の情報等も採り入れ、全国的な視野で検討された町づくりを考慮していく必要があり、これらを円滑に行うた

めには、第三者的立場のコンサルタントの導入は効果的である。

(町長)

新地方行革指針等について

問 新地方行革指針は、平成17年度から概ね21年度までの具体的な取り組みを住民に解りやすく明示する計画で、その集中プランを平成17年度中の公表を課している。指針の中で最も注目されるのは、住民に解りやすく説明するアカウンタビリティの部分が強調されているところである。

答 で、新地方行政改革指針の「住民に解りやすい行政、透明性と公正性、説明責任（アカウンタビリティ）実現の観点から次について質問する。
(1)公共工事の町内業者による一般競争入札の導入について
(2)現在開示している入札結果表に加えて、積算書又は見積書の添付について

答 一般競争入札は、透明公正な競争の促進に寄与するものであるが、一方で不良・不適格者の排除が困難であり、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらす恐れがあること、個別の入札における競争参加資格の確認に係る事務量が大きいなどの問題がある。
更に、通常、一般競争入札

では、公告から入札まで40日程度の日数が必要とされており、早期予算主義、予算の年度独立の原則等から勘案して、困難な部分があるととして、導入していないが、透明、公正な競争を促進するため、引き続き、入札、契約に係る情報の公表、施工体制の適正化を図って行きたい。

入札結果表に積算書又は見積書の添付については、現在伊方町が行っている事業費の積算は、国の機関における協議により定められた標準的な積算基準と県により示された地域単価を基に積算をしており、この積算基準と地域単価は公表とはなっておらず、现阶段では公表は考えていない。又、見積書についても、建設業者が入札価格を決めるための計算書であり、公表は考えていない。

(町長)

梶田和美議員



アスベスト対策について

問 伊方町において、小・中学校、公共施設にアスベスト使用の建物はないのか、又、民間建築物の解体時の廃品とアスベスト処理の指導の徹底と安全対策の強化について行政としての取り組みについて考えを伺いたい。

答 アスベストの問題については、町民の皆様の安全・安心のために、町の公共施設等の調査を指示したところである。調査対象の公共施設は別施設で、厚生労働省の規則で定める内容によって調査をしている。

調査の方法は、専門家による施設の目視、設計書・仕様書等を確認しながら行うものであるが、調査地域が広範にわたり、又、施設が多いため日数を要し、先日、最終的な目視等による調査が終わり、調査結果書の提出を待っているところである。町内の小・中学校15校については、一応の調査を終え、結果が出ており、各学校において若干のアスベスト含有建材等が使用されているが、危険性が指摘されている露出したものや、吹き付け材などはなく、安全性に問題はないという意見をいただいているが、より安全・安心を得るため、他の施設の調査結果を待って、公共施設全般にわたるアスベスト対策を具体的に進めたいと考えている。

又、民間建築物の解体時ににおけるアスベスト処理の指導徹底と安全対策強化については、国によるアスベスト問題に関する関係閣僚会議で当面の対応が出され、それによると、被害の拡大防止、国民の不安への対応、過去の被害への対応等の取り組みは、国はもとより都道府県へも通達が出され、建設業等、各関係機関へも周知されている。

監督・指導・相談等の窓口は国及び県の管轄となっているが、町としても可能な限り上部機関と連携しながら対処したいと考えている。

(町長)

ブックスタートについて

問 ブックスタートとは、地域の保健センターで行われる乳幼児健診の機会に全ての赤ちゃんに保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動であり、子どもの成長に栄養が必要のように、赤ちゃんの言葉と心を育むためには、暖かな温もりの中で優しく語り合う時間が大切である。

地域の子育て支援運動として、各地に広がっているブックスタート事業の取り組みについて所信を伺いたい。

答 現在、当町では、子どもたちの健全育成を願い、保育所や保健センターで実施して

いる母子保健事業等保健福祉サービスを通し、子育てを支援する体制を整備している。

又、生涯学習センター等の施設を開所し、子育て支援の充実を図っており、町民の皆様におかれても有効な場としての活用を願っている。

ブックスタート事業は、早い時期から絵本を通じて親子が積極的に関わられるきっかけとなり、子どもの心を育てて行く上で大切な事業として全国的に取り組みが増えており、当町も今後実施町村の状況を調査して対応したいと考えている。

(町長)

小林絹久議員



新町建設計画の見直しについて

問 町長は、新町建設計画の見直しについて、公約でも事業の優先順位を明確にし、無駄な投資を一掃し、真に住民のためになる事業を行うと述べている。

特に亀ヶ池温泉計画は、税金の無駄使いで、町民不在の上、独断で進められてきたと主張していたようであるが、議会及び温泉策定委員会、住民アンケート等数多くの場で協議検討されてきたと聞いており、町民不在で独断で進めてきた計画とは思えない。そこで次の点について質問する。

(1)町長は、この温泉計画が進められた間は、助役として在籍し、合併協議会でも幹事長をされているが、そのような立場の人が、人ごとのように税金の無駄遣いとかが、独断で進む大型投資とかが、何を根拠に言われたのか。
(2)具体的にどのような見直しをするつもりか。
(3)建設計画全般でも旧町間でかなり格差があり、これらは是正のためにも、その他の事業の見直しもする考えはあるか。

答 亀ヶ池温泉計画に対する私の主張の根拠は、この事業を否定してきた訳ではなく、逆に温泉を活用した「町民の健康づくりと地域振興」を図るため、できるだけ早くこの事業を実現すべきと考えてきた。私も一時期、助役としてこの計画立案に携わっており、その際には、多くの町民の皆様から、将来この施設が財政的な負担とならぬよう過剰な投資は控えるように、又、利

用料金は皆が気軽に利用できるよう、出来るだけ安い料金にして欲しいとの意見が多数あったと記憶している。

私が助役を退任後も引き続き協議が進められ、最終的に示された計画は、利用料金は600円の高水準にありながら、なおかつ年間26万人もの利用者がなければ自立した経営ができないという非常に大きな施設となっていたので、この計画が本当に町民の意見を反映したものなのか、又、このまま行けば、開業後、多額の税金投入が避けられない。との思いから、思い切った計画の見直しを唱えたものである。見直しの内容については、骨格を一言でいうと町民の皆様の健康づくりや癒しの場としての機能を保ちながらも、施設の規模や機能をシンプルなものにし、経営コストや利用料金を下げ、健全な経営のもとで誰もが気軽に利用できる施設にしたいと考えている。

次に新町建設計画における旧町間の格差の是正については、この計画策定に当たり、各町の具体的な事業については、それぞれの町の懸案事項を持ち寄り計画に盛り込んでいる。

9月13日に、総合計画検討委員会委員25名を委嘱し、策定作業を開始したところである。又、三地域に設置することとしている地域審議会も先

日立ち上げをしたところであるが、現段階では新町に引き継がれた継続事業が多く、これらの事業を先に推進しなければならぬ。

三町間の格差是正については、総合計画検討委員会並びに地域審議会等の意見を踏まえて対応することになる。

(町長)

学校跡地施設等の取り扱いについて

問 過疎化や少子化の影響で、小・中学校の統合が進んできたが、特に三崎地区には数多くの使用されていない学校跡地、施設があり今後も統合が計画されている学校もある。

地域に灯りを点してきた学校での元気な子どもたちの声も姿もなく、荒れたままの学校跡地をみると胸が締め付けられる思いがする。

答 このような状況の中、その地域や人々の事、町の利益を考えると、地元との連携も視野に入れ、人々が新たに夢を託せる施設として再生することが大切であると思うが、廃校になった学校跡地、施設の有効利用について伺いたい。

答 学校跡地は、それぞれの地域の皆様にとって、とりわけ思い出の詰まった特別な場所であり、荒れ果てた姿を見るに忍びないという思いは私

も同感である。

伊方、瀬戸地域においても過疎化に伴い数多くの学校が廃校となったが、それぞれ高齢者の生活支援施設や園芸施設用地、生涯学習施設用地に様々な利用がなされている。

しかしこれは、地域、行政、議会がそれぞれの立場で議論を尽くし、長い時間をかけて築き上げたものである。

つまり、行政の果たす先導的な役割は重要であるが、一方でその地域に暮らす人々が熱い思いで地域の将来を語り、その姿を描いていくことが何よりも大切である。

幸い、定期的に新町総合計画の審議が始まった矢先であるとともに、旧町単位で地域審議会も立ち上がったところであり、その中で総合的な土地利用計画も重要な課題として議論が始まるので、これらの場を利用して地域の皆様の積極的な提言をいただきたいと思っている。

(町長)

名取トンネルの通行止めについて

問 名取トンネル通行止めの影響は大きく、地域住民の生活の不便、通学路としての事故の心配、観光客の落ち込みによる店の売り上げの減少など様々な問題が起きているが、県当局の取り組みについても

具体的には大きな対策は見えてきていない。

又、迂回路も雨量等により通行止めになると決められており、その時は陸の孤島となつてしまい、住民の気持ちとしては、全く先が見えない、不安で一杯だといふことである。今の迂回路は、国道でもあり、町道でもありと聞いており、管理責任は上位の国にあるそうであるが実際に不便を受けているのは町民が主である。国や県任せではなく、当事者の町として何かできることはないか伺いたい。

答 通行止めが一番心配したののは、口コミにより、「三崎に行くには時間がかかる、迂回路も大変だ」という宣伝である。私としても県知事、自民党県連に対し早期の復旧を強く要望し、県としても全力を尽くすとの回答をいただいている。



名取トンネル通行止箇所(三崎側)

フェリー利用台数の減少、観光客の落ち込み、自転車通学高校生の安全、どれも大切なことであり、今度こそ安全安心な道に蘇る国道になると期待しているところである。

現在道路管理者の愛媛県において測量調査及び設計業務の継続実施を行っており、具体的には、復旧に向けて7本のボーリング調査を実施し、観測を続けている一方、併せて復旧ルート・断面の検討に入っていると聞いており、国土交通省による災害査定を受けたあと、工法が発表されると思われ、復旧期間は3年間という新聞報道があったが、町としては1日も早い国道の全面開通を関係機関に対し要請していく。

(町長)

総合支所の取り扱い について

問 総合支所は、現在のシステムでは決裁権も少なく、細かい住民サービスができないと考ええる。

例えば要望書については、区長、総合支所、本庁政策推進課、各担当課、町長へという流れになっており、一元化のメリットとして公平なサービスができるなどの利点は理解できるが、あまりにも長いルートのため住民サービスの遅れや低下は生じないか、も

う少し総合支所に権限を与える考えはないか。
又、月1回の総合支所勤務では、どのような成果を感じているか伺いたい。

答 新町の行政機構については、合併協議会の「行政組織及び機構の整備方針」に基づき、急激な変化や住民サービスに低下を来さないようにということと現在の組織機構が決定した。

私自身も、住民生活に支障を来さないサービスが提供できる機能を備えた組織が、機動的に対応することが住民福祉の向上に繋がるものと思っており、総合支所のできることは総合支所で早く対応することが望ましいと認識しております。現在のように、総合支所内で決済し、本庁の係から課長を経て上がってくるシステムでは、時間がかかると考えている。

しかし、内容によっては、公平・公正な住民サービスの提供のため、一定の対応や判断をしなければならぬものや、地域における要望書については、国・県の補助に乗せるもの、町単独事業とするものに仕分け等が必要であり、本庁で検討し対処している。また、専決処理は、総合支所長に多大な責任が及ぶものである。

(町長)

清家慎太郎議員



学童保育について

問 都市部と違い地方においては、過去には、子どもは家庭で育てたり、放っておいても子は無事に育つということが殆どであったと考える。

しかし、時代とともに、家庭の形態も変遷し、現在では二世帯の完全同居は殆どなくなり、両親が仕事を持っていて、事情により祖父母が子ども面倒を見るのができない場合が数多くあり、又、より安全な環境で放課後の子どもたちに時間を過ごさせたいという願いもあることと思ふ。未来の伊方町を背負う可能性を含め、限らない未来の可能性を秘めた子どもたちのため、又、両親が安心して仕事ができる環境づくりのため、学童保育は取り組んでみる価値が大いにあるのではないかと考える。そこで、

(1)伊方町における学童保育の必要性について
(2)伊方町での現在までの取り

組みと今後の取り組みについて、町長の所見を伺いたい。

答 伊方町においても、近年、働く女性が増えたり、核家族化や、共働きの家庭や、母子、父子家庭などの増加により、子どもの成長過程に必要な環境が失われつつあり、特に小学校低学年の子どもにとって、放課後、安心して過ごせる場所が必要であると考えている。このためにも学童保育の開設条件を整えば、前向きに検討したいと考えている。

伊方町での現在までの取り組みについて、ボランテアにより町民会館を利用して鍵っ子対策として、学童保育を実施してきたが、国、県の補助採択要件を満たすには至らなかったものの、その過程において、14年6月、役場内に「放課後児童クラブ検討会」を立ち



児童遊館(生涯学習センター内)

上げ、この制度の導入に向け取り組んできており、当時生涯学習センター建設計画が進行中であり、この建設計画の中に学童保育に対応できるスペースを確保するなど、補助採択条件に合った施設設備を設けることとして、「放課後児童健全育成事業」制度を受け入れることとした。

今後については、既存の学童保育を軌道に乗せ、併せて未開設地域の実態、ニーズの把握、対象児童の把握、補助採択条件の整備、費用対効果等を総合的に勘案して、順次設置の方向で検討したい。

(町長)

伊方町の公共工事の入札及び契約の適正化の推進状況について

問 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が13年に施行され、その目的は、公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めることにより、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針策定等の整備をすること等により、公共工事に対する国民の信頼確保と、これを請け負う建設業の健全な発達を図るということであり、地元企業の健全な育成、雇用の場の確保、税収増加や

地域経済の活性化、落札率の低下による町財政の余力の向上、透明性向上による町のイメージアップによる効果も含め、この法律に基づき必要な施策を講じることが、自治体として不可欠と考える。

そこで、質問の第1として「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」に関し、次の7点について、伊方町の現在まで及び将来の取り組みを伺いたい。

- (1) 毎年度の発注見通しの公表
 - (2) 入札契約にかかる情報の公開
 - (3) 施工体制の適正化
 - (4) 不正行為に対する措置
 - (5) 第三者機関によるチェック
 - (6) 入札・契約の方法の改善
 - (7) その他入札・契約の適正化に対する取り組みについて
- 次に質問の第2として、土木工事指名競争入札の落札率について伺いたい。

答 第1点目、毎年度の発注見通しの公表については、平成17年4月1日制定の伊方町が発注する建設工事等の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領に基づき、次のとおり公表している。

(公表対象) 原則、予定価格が130万円以上の工事

(公表時期) 上半期、下半期の年2回

(公表場所) 財政課において閲覧

(公表期間) 公表の時点から年度末まで

(公表内容) 工事名、工事場所、工事期間、工事種別、工事概要、入札及び契約の方法、入札予定時期等である。

第2点目、入札、契約に係る情報の公開については、前述の公表要領に基づき、次のとおり公表している。

(公表対象) 入札又は随意契約の手続きに着手した工事で、原則、予定価格が130万円以上の工事

(公表時期) 契約締結後

(公表場所) 財政課において閲覧

(公表期間) 公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日の属する年度末までとする。

(公表内容) 一般競争入札、指名競争入札に参加する者に必要な資格、名簿、選定基準、入札者の名称、入札金額、落札者の名称、落札金額、契約の相手方、名称、金額、工事名、場所等である。

第3点目、施工体制の適正化については、受注者の現場施工体制を把握するため、施工体制台帳・施工体系図を提出させているほか、受注者による現場の点検等として、受注者に対し、監督・検査員を通知している。

第4点目、不正行為に対する措置については、平成17年4月1日に制定している伊方町建設工事指名停止措置要綱や伊方町公正入札調査委員会設置要綱を制定し、談合情報等不正行為に対応しており、全ての発注者に義務づける事項である。

第5点目からは、各発注者が取り組むべき努力目標としての取り組みであり、その第5点目第三者機関によるチェックについては、入札・契約の過程及び契約の内容の透明性を確保するため、学識経験者で構成する入札監視委員会等の設置に努めることとされている。

第6点目の入札・契約の方法の改善については、談合を助長する恐れ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止し、金銭的保証を原則とした履行保証制度(1件の設計額が100万円以上の工事)を採用している。

第7点目、その他の入札・契約の適正化に対する取り組みについては、適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止として、低入札価格調査制度を採用している。

質問の第2、土木工事指名競争入札の落札率について、平成17年4月から9月16日までに実施した平均落札率は96.16%となっている。

(町長)

編集後記

議会だより第2号をお届けします。今回は、一般質問関連の記事が多くなりましたことをご了承ください。ご意見・ご感想をお寄せください。

議 会 目 誌

8月11日	原発サミット実行委員会	29～30日	第2回定例会
19日	第3回新人議員勉強会	10月3日	八西衛生事務組合議会
22日	水道会計決算審査(監査委員)	3日	八幡浜地区施設事務組合議会
22日	例月現金出納検査(監査委員)	11日	全国原発立地市町村議会役員会
24日	関東町村議会議長会行政視察来庁	12日	静岡県東伊豆町議会視察来庁
25日	人権同和教育地域推進員研修会	13・17日	瀬戸町決算審査(監査委員)
30日	伊方町観光協会定期総会	14日	議員全員協議会
9月8日	第2回原子力研修会	14日	第4回新人議員勉強会
14日	議員全員協議会	18日	八・大広域市町村圏組合議会
16日	議会運営委員会	19日	議員原子力保安研修所視察
20日	例月現金出納検査(監査委員)	20日	第2回県町議会議員研修
21～23日	議員視察研修会	24・25日	三崎町決算審査(監査委員)
26日	生活福祉委員会協議会	26日	室戸市議会総務委員会視察来庁
26～27日	全国監査委員研修会	28日	南予水道企業団定例議会